○法務省令第十三号

出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三第四号の規定に基づき、出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年三月二十九日

法務大臣　小泉　龍司

出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令

出入国管理及び難民認定法施行規則（昭和五十六年法務省令第五十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を加える。

改正後	改正前
（中長期在留者に当たらない者）	（中長期在留者に当たらない者）
第十九条の五　法第十九条の三第四号に規定する法務省令で定める者は、次に掲げるとおりとする。	**第十九条の五**　法第十九条の三第四号に規定する法務省令で定める者は、次に掲げるとおりとする。
［一・二　略］	［一・二　同上］
三　特定活動の在留資格を決定された者であつて、外国の法令に準拠して設立された法人その他の外国の団体との雇用契約に基づいて、本邦において情報通信技術を用いて当該団体の外国にある事業所における業務に従事する活動又は外国にある者に対し、情報通信技術を用いて役務を有償で提供し、若しくは物品等を販売等する活動（本邦に入国しなければ提供又は販売等できないものを除く。）を特に指定されたもの	［号を加える。］
四　特定活動の在留資格を決定された者であつて、前号に規定する者の扶養を受ける配偶者又は子として行う日常的な活動を特に指定されたもの	［号を加える。］
備考　表中の［　］の記載及び二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

附　則

この省令は、令和六年三月三十一日から施行する。